

NO.	タイトル	該当箇所		ご質問	JAXAからの回答
		資料名	条文 項		
1	安全管理について	要求水準書	5.1.1(6)	安全管理について、要求水準書5章に記載の安全管理とはどの法に基づくのか？防火責任者になる必要はあるのか？	防火対策について安全管理について追記を考えています。 安全管理全般とは作業安全、管理責任を事業者に負っていただくことを前提として、具体的な内容は以下の通りを考えております。 ・防火は窓口を設置し管理部及び防災センターへの連絡窓口を設置 ・災害発生時の連絡や防火管理体制、自衛消防隊の構築について部屋単位で区切られた中での体制の構築 ・JAXAの自衛消防隊と並列の組織の構築 ・防火防災委員会への委員を選任及び参加
2	安全管理について	要求水準書	5.1.1(6)	防火設備の点検はどうか？	JAXAの施設部が実施する考えです。 点検結果についてはJAXAから事業者に報告予定です。
3	解除権について	契約書	第14条 第17条	第17条の解除権で乙の解除権について書かれているが乙も任意の解除権があっても良いのでは？	乙の解除は第14条及び第17条で読むと考えております。
4	外部試験における部屋の利用料金について	—	—	現在の外部供用の試験実施者が、設備だけではなく部屋を使う場合の料金徴収はどのように行っているのか？	当該部屋において使用した光熱水費のみを徴収しています。
5	原状回復について	契約書	第27条	設備を改修した場合は原状回復が必要ですか？	契約書27条に記載の通りです。 また、「事業期間5年間終了後に同様の内容にて別の事業を実施することが前提でその契約を落札した場合、最初の事業期間にて設置したものについては継続的に使用可能」とすることができるか関係部署と調整を行いますので、業者選定の際に正式回答を行います。
6	産業廃棄物について	要求水準書	5.1.1(8)	産業廃棄物についてはどうか？	保全更新についてはJAXAが回収し、JAXA責任において廃棄するため、所定の場所に保管いただきます。要求水準書5.1.1(8)に記載の通り。
7	事業期間について	事業契約書	第1条	事業契約書の事業期間について、2024年3月とあるが、事業期間が短縮されたのか？	2024年は誤記です。正しくは2025年3月で、事業期間は約5年間です。
8	事業期間について	事業契約書	第1条	事業期間の延長はあり得るか？	本事業の事業期間は約5年間です。 本事業の終了に際して、次の事業の契約が内容が検討させるため、延長については、現段階で回答できません。

NO.	タイトル	該当箇所		ご質問	JAXAからの回答
		資料名	条文 項		
9	試験スケジュール調整について	要求水準書	5.1.1(1)	事業期間中のJAXA試験のスケジュールはいつ事業者へ伝えられるのか？	一般的に、JAXAの宇宙機開発は長期的な計画を立てて実施されます。この計画の一部に試験のスケジュールがあるため、数カ月前には試験を実施するためのスケジュール予約の連絡が事業者へ伝えられるのが一般的です。
10	下請け業者について	契約書	第4条	下請け業者の扱いはどうなるのか？	契約書第4条の通りです。
11	性能要求について	要求水準書	5.2.1	性能要求による設備保全は、要求水準を満足すればよいということか？	おっしゃる通りです。 効率を重んじて、法律を準拠し、実施いただきたいと考えております。 要求水準書を満たすための、方法は問いません。
12	設備の老朽化部分の更新について	要求水準書	5.2.2	設備の老朽化部分の更新は誰が実施するのか？	設備の老朽化部分の更新については、JAXAが本事業とは別に検討を行います。 また、本事業として発生した老朽化による大規模修理については、要求水準書5.2.2に従い、費用負担区分の決定されます。
13	駐車場について	—	—	敷地内であれば駐車スペースを確保しても良いのか？	契約書及び要求水準書に従う範囲であれば、問題ありません。
14	筑波宇宙センター在勤事業者の職場場所について	—	—	筑波宇宙センター在勤事業者の職場場所はどのように割り当てられるのか？	筑波宇宙センター内での賃貸借契約に基づき職場場所を割り与えられるケースや、請負契約などに基づいて無償で職場場所が割り与えられるケースがあります。 本事業に関しては、事業対象範囲の中で、事業者が自ら適した場所を職場場所として選ぶことが考えられます。
15	業者選定について	—	—	業者選定方法や業者選定に際し提示する項目は決定しているか？	業者選定方法や業者選定の提示項目については11月下旬に開示予定です。
16	法定組織の移管について	要求水準書	4.4項(9)(10)	高圧ガス及び電波法の移管の件について、空白期間がないように滞りなく出来ると考えてよいか？	関係機関との調整及び一般の手続きの確認も完了しております。 事業開始に間に合うタイミングにて移管予定です。
17	保全費の過去実績について	—	—	過去の実績において、保全費の詳細を開示いただくことは出来ないか？	事業者のノウハウになるので、現在開示可能としている技術資料「GCA-2018020_環境試験設備の維持運営の民間移管に向けた実績等の整理資料」に記載の内容以上の情報は開示できません。
18	利用拡大業務について	—	—	提案時には検討事業内容のイメージだけでよいのか？あるいは事業計画の落とし込みまで必要か？	具体的な事業内容、需要見込み（件数等）はご提案頂きたいと考えています。

NO.	タイトル	該当箇所		ご質問	JAXAからの回答
		資料名	条文 項		
19	利用拡大業務について	—	—	利用拡大業務において、モニタリングの中で状況が芳しくない場合、ペナルティもあり得るのか？	利用拡大業務のモニタリング内容については、契約後、モニタリング基本計画書に基づき、モニタリング実施計画書を作成する段階で双方協議の上決定することを考えています。現時点では、件数、営業力向上などのパフォーマンスは見せていただきたいと思いますと考えています。
20	利用拡大業務について	—	—	本事業に含まれていないJAXAの外部供用と競合することになっても問題ないか？	問題ありません。
21	利用拡大業務について	契約書	第6条	利用拡大業務における設備、建屋利用に際する水道光熱費はどのような考え方で支払えばいいのか？	既存の建屋、既存の装置は既に運転実績があり概ね使用面積、使用時間当たりのレート表を作成予定です。それに対して事業者側の使用実績と掛け合わせ光熱費を算出する予定です。持ち込みの設備については数値の実績がないため事業者側にてメーターを取り付けた上で実測頂きたいと考えています。それらの総額をJAXAが事業者側に請求予定です。
22	利用拡大業務について	—	—	利用拡大業務において、JAXAロゴを使用することは問題ないのか？	これから関係部署に確認を行いますので、業者選定の際に正式回答を行います。
23	利用拡大業務について	要求水準書	6章	利用拡大について、JAXAから許可がおりない場合や事業期間中に中止したい場合、それは可能か？	利用拡大業務そのものを止める場合は契約不履行になるが、事業内容については提案事項であり、協議の上決めたいと考えております。
24	利用拡大業務の還元について	契約書	第6条	利用料の還元は、利益ではなく売り上げというイメージ？	おっしゃるとおりです。
25	利用拡大業務の還元率について	契約書	第6条	設備利用のところで利用料の何割かを還元という項目があるが、どのような考え方で決定されるか？	JAXAが決定する数字ではなく事業者側の提案により最終的に決定される予定です。
26	利用拡大業務の第三者について	契約書	第6条	第三者に無償又は低額で利用させた場合その妥当性について協議と契約書にあるが、これはどういったことか？	社内利用でも売り上げとしてあげないということではなく売り上げとして換算して頂きたいという意図です。
27	利用拡大業務の範囲について	契約書 要求水準書	第6条 4.4項	利用拡大業務では、どのような事業を実施することが可能か？	契約書第6条かつ要求水準書4.4項に則った事業です。具体的な事業内容については、JAXAが関係者と事前確認する必要があります。
28	利用拡大業務の範囲について	—	—	敷地の利用の制約となる磁気試験はどれくらいの頻度で実施されているのか？	現在開示可能としている技術資料「GCA-2018020_環境試験設備の維持運営の民間移管に向けた実績等の整理資料」の表5-1に記載の通りです。